特定非営利活動法人北陸フードバンク推進協議会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人北陸フードバンク推進協議会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を新潟県三条市北新保１丁目 20 番 18 号に置く。

２　この法人は、前項のほか、従たる事務所を富山県射水市広上 1159 番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、北陸四県のフードバンクや関係団体に対して、寄贈食品のマッチングや資金調達支援などフードバンク活動の推進に関する事業を行い、食品ロスや貧困問題などの解決を図ることで、持続可能な共生社会の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）環境の保全を図る活動

（３）災害救援活動

（４）子どもの健全育成を図る活動

（５）消費者の保護を図る活動

（６）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）食品寄付の促進と広報啓発に関する活動

（２）寄付食品のマッチングと分配に関する活動

（３）受入能力向上と物流の効率化に関する活動

（４）ネットワーキングと連携促進に関する活動

（５）資金調達支援と資金提供に関する活動

（６）研修と情報交換機会の提供に関する活動

（７）災害時の支援体制構築に関する活動

（８）データ収集や分析研究に関する活動

（９）ガバナンスと基準設定に関する活動

（10）政策形成過程への参加と政策提言活動

（11）その他この法人の目的を達成するための活動

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会したフードバンク活動団体

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会したフードバンク活動団体等

（入会）

第７条　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込方法により、理事長

に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第8条　会員は、総会までに別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）書面又は電磁的方法により退会の届出をしたとき。
（2）会員である団体が消滅したとき。
（3）当該事業年度の末日から3ヶ月以上会費を滞納したとき。
（4）除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

（会費等の不返還）
第 12 条　既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
（1）理事 3人以上5人以内
（2）監事 1人以上2人以内
2　理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、理事会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事会において選任する。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4　他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職

務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、不労の報酬を受けることはできない。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2　事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第5章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、次の事項について議決する。

（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）入会金及び会費の額
（５）その他運営に関する重要事項

（開催）
第 24 条　通常総会は毎事業年度終了後、３か月以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から７日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録確認者の選任に関する事項
２　前項の規定に関わらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の議決があったものとみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）総会の議決があったものとみなされた日
（４）議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 31 条　理事会は、理事及び事務局長をもって構成する。

（権能）
第 32 条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）役員の選任、解任
（４）事業計画及び活動予算並びにその変更
（５）事業報告及び活動決算
（６）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金に限る。第 48 条において同じ。）
（７）この会の規定類
（８）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 33 条　理事会は、毎事業年度３か月に１回開催する他、次の各号に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３）第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から７日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の３日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。 ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

（表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等とする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録確認者の選任に関する事項

第 7 章　資産及び会計

（資産の構成）
第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）入会金及び会費
（3）寄附金品
（4）財産から生じる収益
（5）事業に伴う収益
（6）その他の収益

（資産の管理）
第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）
第 42 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事務局長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 43 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、事務

局長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第 44 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 47 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）
第 48 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産手続開始の決定
2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 51 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、理事会が決議した団体に譲渡するものとする。

（合併）
第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決

を得なければならない。

第 9 章　公告の方法

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告（法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告含む）は、この法人のホームページに掲載して行う。

2　解散や合併等に伴う公告は官報に掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長　川口明美
副理事長　青海万里子
理　　事　山下浩子
監　　事　久島雅夫

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費　　正会員　5,000 円　　賛助会員　3,000 円